

1 事業名

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更

2 事業の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、被保険者の資格の確認に関する事項が改正された。

このことに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて、同広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するものである。

3 他自治体の類似する政策等

県内の構成市町村において、市町村議会の議決を得た上で、関係地方公共団体と協議を行う予定である。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第69号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

別表第1 (第4条関係)

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 資格確認書等の引渡し
- 3 資格確認書等の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務

別表第1 (第4条関係)

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務